



原料比率推移に影響を及ぼした政策等

H12年 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）H14年5月本格施行
 特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を用いた建築物を解体する工事等において分別解体と再資源化が義務付けられた。

H12年 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）H13年4月施行
 再生品供給取組みに加えて需要面からの取組みが重要との観点から制定された。

H18年 グリーン購入法判断基準の改正
 リサイクル原料以外の木材に関する合法性の確認が追加された。

H21年 森林・林業再生プラン H21年公表、H23年森林法改正
 林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図るもの。「2020年までに木材自給率50%」の目標が掲げられ、H22年の公共建築物等木材利用促進法等の関係法令も制定された。
 工業会では原料への間伐材利用状況を捉えるため、H21年実績調査から新たに区分を追加した。